


所管部課	福祉部 障害福祉課	部長	田口 茂夫	
件名	東大和市心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例について			
		区分	<input type="radio"/> 1 審議事項	<input type="checkbox"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市心身障害者福祉手当条例施行規則		
	部課機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>所得税法の改正により、東京都心身障害者福祉手当に関する条例について一部改正がされたことから、合わせて東大和市心身障害者福祉手当条例についても所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得制限の判定に係る規定中、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。 ・文言整理 <p>(2) 施行日 公布の日 ※改正後の第2条第2項第1号の規定は、平成31年8月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。</p> <p>(3) 影響及び効果 都制度の手当に準じて、市制度の手当を適切に支給できる。</p>				
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年 3月31日 所得税法の改正 ・平成30年12月27日 東京都心身障害者福祉手当に関する条例の一部改正 ・文書課審査済み 				
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし</p>				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>平成31年第1回定例会に議案として提出したい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。